

政策 2 循環型社会の形成

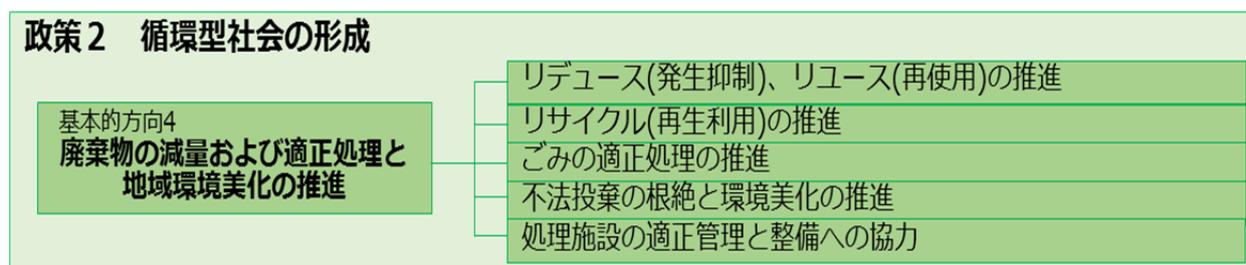
「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫に影響を及ぼすなど廃棄物処理を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

このような状況から、ごみ処理に伴う生活環境への負担の低減に資するため、廃棄物等の発生量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」へと移行していく必要があります。

政策 2 の体系図



基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進

我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正などを行い、地方自治体、民間事業者、住民などと協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進してきました。しかし、法整備がなされてきた現代社会においても、高度成長期から続く大量消費、買い過ぎ、作り過ぎや食べ残しなどによる過剰なごみが排出されていること、まだ使えるものがごみとして捨てられていること、再生利用できるものの一部がごみとして排出されていることなど、一部の不適正な排出により必要以上のごみを処理していることから、ごみ処理費用の増加をはじめ、環境への負荷が発生しています。

3Rの推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくことが求められています。

一方、環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みであり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護などにもつながる身近で幅広い取組みといえます。

今後も、多様な主体による環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境づくりをしていくことで、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地域における環境美化意識の醸成やごみのないきれいなまちの実現を目指していく必要があります。

●基本的方向 4 の具体的な取り組み

4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- 2Rの啓発 ● レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 ● 事業系一般廃棄物の減量化 ● 生ごみ処理機器の購入費の補助

4-2 リサイクル（再生利用）の推進

- リサイクルの啓発 ● 資源ごみの収集運搬と処理 ● 容器包装廃棄物の収集運搬と処理
- リサイクルステーションの管理運営 ● 資源回収団体への補助金の交付

4-3 ごみの適正処理の推進

- ごみの適正排出の啓発 ● ごみの収集運搬 ● ごみ集積所の管理運営 ● 粗大ごみの戸別収集
- ごみ処理費用負担制度の運用

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

- ポイ捨て等を防止するための啓発 ● ごみゼロ運動の実施 ● 環境美化指導員及び不法投棄パトロール員による巡視活動
- 地域環境美化推進事業補助金の交付 ● 地域環境美化活動への支援

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

- 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 ● 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

●基本的方向 4 の目的の達成度を表す指標の達成状況

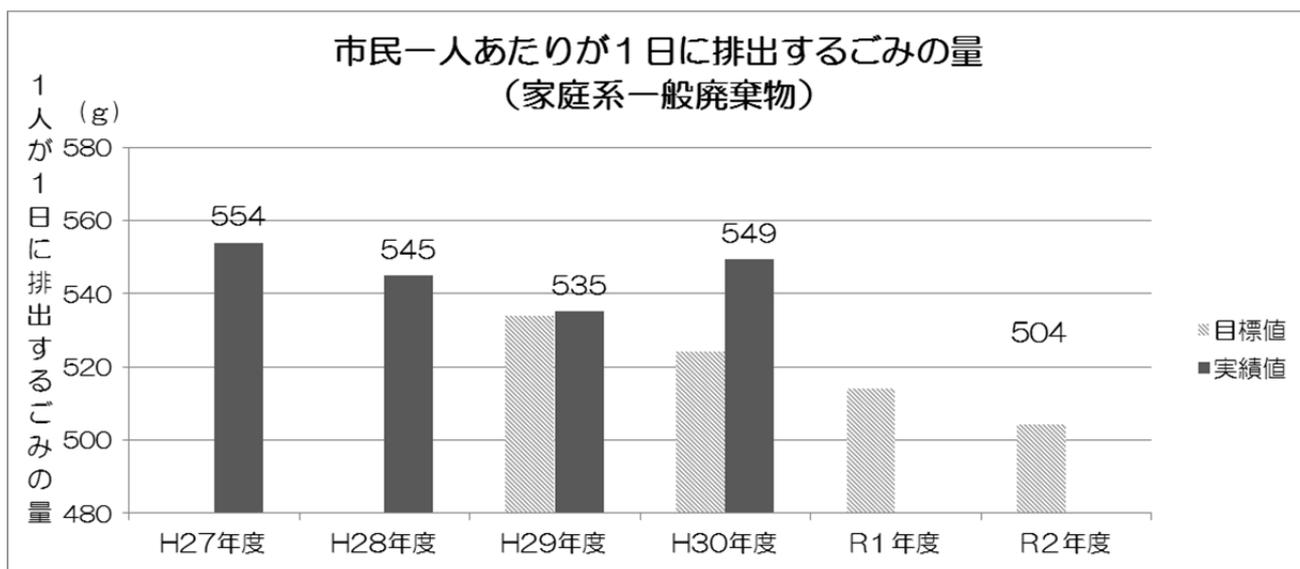
指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和 2 年度	平成 30 年度 目標	平成 30 年度 実績	達成状況
8	市民一人あたりが 1 日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)	g	504	524	549	×
9	環境美化活動に取り組んだ市民等(地域、事業所、団体、市民)の割合	%	33.3	33.3	31.2	△

◎：目標以上の達成

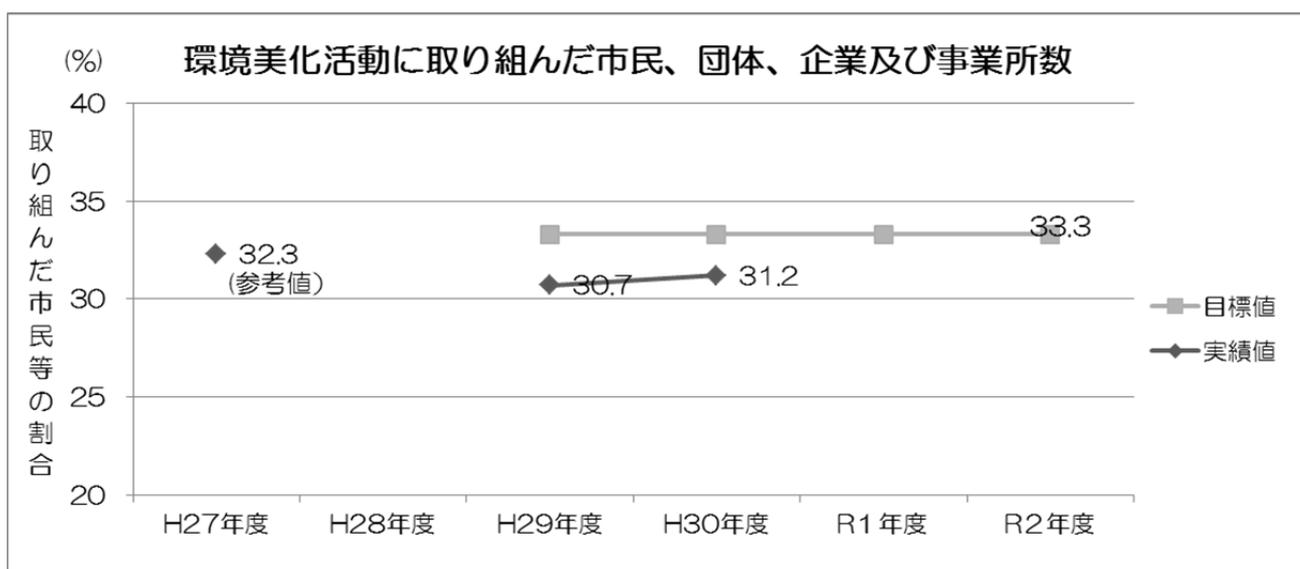
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



平成30年度における市民1人当たりが1日に排出するごみの量は549グラムで、前年度対比14グラムの増加となりました。目標値の524グラムとも乖離する結果となり、順調に減少を続けてきた近年の傾向とは異なり、平成27-28年度の水準に後退しています。



平成27年度中にごみゼロ運動や地域の環境美化活動に参加した市民や各地域団体の人数は32,854人で、人口の32.3%に達していました。この数値を基に、事業者や団体に属して環境美化活動に取り組む人の数（見込み）を加えた上で、人口の3割（3人に1人）が環境美化活動に取り組む地域を目指して平成29年度以降の目標値が設定されています。平成30年度は31.2%となり、前年度に比べ割合はやや向上していますが、目標値には達していません。

●基本的方向4の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

（1）計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるようになっています。
- イ 使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制について考える社会になっています。
- ウ まだ使えるものは長く使用しようとするが見直されています。

（2）取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用)の啓発を行う。	◎ 実施中
② マイバック持参運動の実施によるレジ袋の発生を抑制する。	○ 実施中
③ 家庭における食品ロスの削減に関する啓発を行う。	◎ 実施中
④ 生ごみ処理機器を活用した家庭生ごみの堆肥化や減量化を促進する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

（3）平成30年度の取り組み状況

- ア 市広報を通じて、リデュース、リユース、マイバックの持参、食品ロスの削減、生ごみ処理による堆肥化の推進について、啓発を行いました。
- イ 生ごみ処理機器の購入費補助制度は、87件の補助を行いました。
- ウ 「2019年度版ごみ分別ガイドブック」を製作し、全戸に配布しました。この中で、3Rへの取組みについて大きく紹介しました。

（4）次年度に向けた課題及び取り組み

この分野の取組みについては、啓発活動が主となります。どのような啓発が効果を生むのか、検証しながら引き続き取り組んでいきます。

（5）対応する事務事業（資料編参照）

No.159 3R推進事業

基本的方向4-2 リサイクル（再生利用）の推進

（1）計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取り組みが行われるように変化しています。
- イ 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル(再生利用)を意識した上で、ごみが処理される社会が形成されています。

（2）取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 不要となったプラスチック製容器包装、ガラスびんやペットボトル、金属や紙などの資源を収集し、再生利用を行う。	◎ 実施中
② 3Rの推進や廃棄物の減量に関する啓発を行う。	◎ 実施中

- ◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

（3）平成30年度の取り組み状況

燃やすごみへの混入量が増えてしまった「容器包装プラスチック」を、再びリサイクルのルートへ誘導するため、平成29年9月にサイズを縮小した容器包装プラスチック用指定ごみ袋を、平成30年12月に従前の大サイズに復元。ごみ処理費用負担制度と併せ「プラ資源」としての排出が、経済面で優位であるように誘導策を講じました。3月に発行し全戸配布した「ごみリサイクルカレンダー」と「ごみ出しガイドブック」の中でも、この部分に重点を置いて啓発を行いました。

（4）次年度に向けた課題及び取り組み

平成29年9月、燃やすごみの処理施設が、桐林クリーンセンターから稲葉クリーンセンターに移行し、ごみの分別区分が大きく変わりました。燃やすごみへの分別範囲が広がり、市民のごみ搬出が容易になった反面、本来リサイクルに区分いただきたい紙類や容器包装プラスチック類が燃やすごみに混入し、燃やすごみ量が増加する結果を招いています。

（5）対応する事務事業（資料編参照）

No.159 3R推進事業

基本的方向4-3 ごみの適正処理の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

適正なごみの分別と排出が浸透するなか、発生したごみが環境に配慮しながら適正に処理されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 3Rの推進及び廃棄物の減量化、適正な排出のための啓発活動を実施する。	◎ 実施中
② 着実なごみの収集運搬を実施する。	◎ 実施中
③ ごみ処理費用負担制度を適切に運用する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

ア ごみ集積所、リサイクルステーションを設置し、廃棄物、資源物の効率的な回収を行っています。

イ ごみの収集運搬は全て業者に委託していますが、連絡は密に行い、課題に対し迅速な対応ができる体制としています。

ウ 前年度内に各家庭に行渡るよう、ごみリサイクルカレンダーを印刷し、配布しています。平成31年度版は内容を大幅に見直し、加えてより詳細にごみ分別を著したごみ出しガイドブックを別に作成し、全戸に配布しました。

エ 燃やすごみの中間処理先である稲葉クリーンセンター、そして埋立ての最終処分場、それぞれの施設とも情報を共有し、適正処理に努めています。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

市民のごみ分別に関し、より一層精度を高めることも必要であり、また、中間処理後に発生する大量の焼却灰についても、適正な処理方法がないか検証する必要があります。また、現在のごみ分別区分も適時見直し、環境負荷の少ない手法を模索していきます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

ア No.142 環境衛生事業

イ No.161 ごみ適正処理事業

基本的方向4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくりを目指し、多くの市民などが積極的に環境美化活動に取り組んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 不法投棄パトロール員や環境美化指導員による不法投棄パトロールを実施する。	◎ 実施中
② 多様な主体による不法投棄防止のための取組みを支援する。	◎ 実施中
③ ごみゼロ運動をはじめとする環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境をつくる。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

ア 環境美化指導員を配置し毎日パトロールを行いました。

イ 各地区に不法投棄パトロール員を委嘱し巡視いただきました。

ウ 各地区に環境美化推進補助金を交付し、環境美化活動にご活用いただきました。

エ 毎月市職員と環境美化指導員による夜間パトロールを実施し、重点地域の巡視活動と抑止活動を行いました。

オ 飯田建設事務所等と共同で河川パトロールを実施しました。

カ 春のごみゼロ運動は5月27日を中心に、秋のごみゼロは11月11日を中心に、全市各地区ごと実施しました。のべ31,834人御参加いただきました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

不法投棄を類型化すると、ポイ捨て型、一括投棄型、愉快犯型、の3種に大別されます。そのなかで一括投棄型に関しては、本年度犯人の特定に至ったケースが多く、早期対応が功を奏した手ごたえがあります。しかし、ポイ捨て型や愉快犯型に関しては、犯人特定に至るケースは稀で、効果的な抑止力の発揮も難しい状況です。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.160 地域環境美化推進事業

基本的方向4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

(1) 計画期間中の取り組み目標

受け入れたごみが環境に配慮する中で適正に処理されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 飯田市最終処分場を適正に管理し継続的に運営する。	◎ 実施中
② 新たなごみ焼却処理施設(稲葉クリーンセンター)の整備と運営に対して協力する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

ア 埋立ごみ(委託業者、一般持込)の受入をしました。

イ 埋立ごみに含まれる資源の分別回収をしました。

ウ ごみの埋立処理をしました。

エ 焼却灰の埋立処理をしました。

オ 浸出水処理施設の管理をしました。

カ 旧処分場の維持管理をしました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

ア 分別変更に伴い埋立ごみは大幅に減りましたが、稲葉クリーンセンターからの焼却灰搬入量が多く、処分場延命のためにどのような方策が有効であるか検討を重ねました。

イ 小型家電ごみについては、埋め立てず再資源化に努めましたが、年度の後半頃から市況の悪化が進み断念せざるを得ませんでした。

(5) 対応する事務事業(資料編参照)

No.162 最終処分場管理事業